

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和2年7月13日

横浜市契約事務受任者
こども青少年局長 齋藤 聖

- 1 契約の概要
新型コロナウイルス感染症対策に伴う手指消毒用エタノールの購入
- 2 履行（納品）場所
横浜市内の保育施設、児童養護施設、障害児・者施設 465 施設
- 3 契約日
令和2年4月7日
- 4 履行日又は履行期間
令和2年4月8日～同年4月15日
- 5 契約金額
3,361,616 円
- 6 契約の相手方（名称及び所在）
株式会社サラヤ(大阪市東住吉区)
- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要十分な量の関連物品を確保するには、通常の契約事務手続きでは時間的猶予がなかったため
- 8 契約の相手方の選定理由
短期間での安定的な物品確保を目的として国が構築した物品購入スキームを利用したため、国が指定する事業者との契約となった
- 9 所管課
こども青少年局総務課、保育・教育運営課、こども家庭課、障害児福祉保健課
健康福祉局障害施策推進課